

# 発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

岐阜県素材流通協同組合

平成25年11月5日

## 1 自主行動規範の趣旨

当組合は、発電利用に供する木質バイオマスについて、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることの証明に当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

## 2 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の推進

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく平成24年6月18日経済産業省告示第139号（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第12号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第13号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第14号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

このことから、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが円滑に、かつ、秩序をもって供給されることが必要である。

## 3 取組内容

### （1）木質バイオマスの発電利用の取組の促進

当組合は、発電利用に供する木質バイオマスの利用を推進することに努めるものとする。

### （2）関係者間の連携

当組合は、発電利用に供する木質バイオマスの安定的な供給等の観点から、関係者間での連携を図るものとする。

### （3）既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進

当組合は、発電利用に供する木質バイオマスの供給に当たっては、製材、合板、木質ボード及び製紙等既存利用に影響を及ぼさないよう適切な配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

#### **4 会員事業者等の認定**

林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示された業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に即して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、当組合の会員事業者の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

#### **5 情報公開**

当組合は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表するものとする。